

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.6.10発行〈通巻第533号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



労災時効救済や石綿救済の請求期限延長が実現 石綿救済法改正が6/17公布	2
手すりにつかまり、立ち止まろう エスカレーターの安全対策	6
またもや棄却! ANCA関連血管炎行政処分取消訴訟控訴審判決	9
死ぬまで元気です vol.48 右田孝雄	10
韓国からのニュース	12
前線から	15
倉庫内の石綿問題の取り組み-労働者2名に胸膜肥厚 全港湾大阪支部安全衛生委員会/大阪	
中皮腫啓発月間のお知らせ	16
2022年夏期カンパのお願い	18

5月の新聞記事から/19

表紙/2022年6月7日建設アスベスト訴訟全国一斉提訴

大阪地裁共同記者会見、次号詳報

(左から京都アスベスト弁護団代表、大阪アスベスト弁護団代表、

原告・右田孝雄さん、アスベスト訴訟関西弁護団代表)

'22 6

労災時効救済や石綿救済の 請求期限延長が実現

石綿救済法改正が 6/17 公布 そして、闘いはこれからだ！

2022 年 3 月 27 日までの請求期限を
10 年間延長、2032 年 3 月 27 日に

石綿健康被害救済法(以下、救済法)では、
労災事案に関して労災補償制度の 5 年時
効により遺族補償給付の請求権が時効で消
滅した遺族に対しての救済措置(遺族特別
給付金)が定められてきた。しかし、この
時効救済制度の請求期限は、本年 3 月 27
日となっていた。

また、労災補償制度の適用を受けられ
ない石綿被害について、救済法施行日の
2006 年 3 月 27 日よりも前に中皮腫や肺
がんで死亡した方の救済給付の請求期限も
同じ 3 月 27 日とされていた。

これらは、これまで数度の法改正運動に
よって、その都度、延長を実現させてきて
いた。今回も、中皮腫・アスベスト疾患・
患者と家族の会(以下、患者と家族の会)
や当センターなどの支援団体は、期限切れ
以前から請求期限の延長を政府に求め続け
てきたのだが、後述するように法改正は請

求期限切れに間に合わなかった。

しかし、患者と家族の会による国会議員
への地道かつ精力的な要請行動が実を結
び、ようやく、議員立法により 6 月 13 日
に全会一致で期限延長改正法案が国会で可
決成立、6 月 17 日官報掲載をもって公布、
即日施行されるに至った。

改正の具体的内容

具体的には以下のような改正となった。

【環境省所管救済(救済給付)】

特別遺族弔慰金・特別遺族葬祭料

・法施行前死亡救済

<中皮腫・肺がん> 2006 年 3 月 27 日(法
施行日)より前に死亡した被害者の遺族
が対象で、請求期限はさらに 10 年延長
されて、2032 年 3 月 27 日とされた。

<著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・同び
まん性胸膜肥厚> 2010 年 7 月 1 日(改
正省令施行日)前に死亡した被害者の遺
族が対象で、請求期限はさらに 10 年延
長されて、2036 年 7 月 1 日とされた。

・未申請死亡救済

＜中皮腫・肺がん＞ 認定申請をしないで2006年3月27日（法施行日）から2018年11月30日までに死亡した被害者の遺族の請求期限はさらに10年延長されて、2033年12月1日とされ、2018年12月1日以降に死亡した場合も10年延長されて死亡後25年以内とされた。

＜著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・同びまん性胸膜肥厚＞ 認定申請をしないで2010年7月1日（改正省令施行日）以後に死亡した被害者の遺族が対象で、請求期限はさらに10年延長されて、死亡時から25年以内とされた。

【厚生労働省所管救済（特別遺族給付金）】
特別遺族給付金（特別遺族年金または特別遺族一時金）＝労災時効救済

対象範囲が、さらに10年拡大されて、2026年3月26日までに死亡した被害者の遺族で労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅したものに支給されることになった。請求期限は、さらに10年延長されて、2032年3月27日とされた。

被害者が2016年3月27日（法施行日）から2016年6月16日（改正法施行日の前日の5年前の日）までに死亡した場合の特別遺族年金は、死亡の時から5年を経過した日の属する月の翌月分から遡及して支給するという経過措置も設けられた。

意義ある改正法の附則

今回の改正法には、「改正法の施行後5年以内に、新法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする」との附則が設けられた。

これまで救済法改正は、被害者サイドの運動による議員立法、中央環境審議会石綿救済制度小委員会（以下、小委員会）での制度改正議論によって実現してきた。

この小委員会による制度見直しは、救済法施行15年目の2021年度に予定されていた。

ところが「新型コロナ流行の影響」（環境省の説明）で小委員会開催が遅れに遅れ、ようやく6月6日に第一回が開催されるといふ情けない状況に陥ったのであった。

もともと患者と家族の会は、2021年6月18日には環境・厚生労働・法務省に石綿健康被害に係るすき間のない救済を求める要望書提出を皮切りに、オンライン交渉や国会院内集会を開催し、次の「石綿救済法改正への3つの緊急要求」をまとめ、リーフレットを作成、その実現をめざした取り組みを開始していた。

さらに、「確かな声でいまを変えたい 患者と家族、わたしたち121の声」という32頁のカラーリーフレットも作成。とくに与党議員を中心に、国会議員の賛同署名集めに、小菅千恵子会長を先頭に各地の多くの会員を巻き込んで取り組み、2022年5月27日時点で、衆議院112名（与党22名、野党590名）、参議院65名（与

石綿(アスベスト)健康被害 救済法改正への 3 つの緊急要求

「命の救済」の実現と「すき間」と「格差」のない救済の実現に向けて

- 1 「格差」のない療養手当と「すき間」をなくす認定基準の見直し
- 2 治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用
- 3 待ったなしの**時効救済制度**の延長



党 22 名、野党 43 名) の賛同を集めた。

このような努力の結果として議員立法による今回の法改正が実現できたのである。

3 月 18 - 20 日、患者と家族の会は全国安全センターや各地域の安全センターと協力して「アスベスト被害救済を打ち切るな!! 全国一斉ホットライン」を行ったところ、700 件を超える相談が殺到、この請求期限切れ問題の深刻さが浮き彫りにされたことやマスコミ各社による請求期限切れ問題の報道やホットラインへの協力があったことも法改正には大きな力となった。

上述の「改正法の施行後 5 年以内に、新法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする」という附則も、請求期限切れに間に合わなかったような「失態」を今後起こさないようにしなければならない、という意味を含んでいるといえるだろう。

附帯決議に大きな意義

改正案には次の附帯決議が全会一致で採択された。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 石綿による健康被害に対する隙間のない救済の実現に向け、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済措置の内容について、改めて効果的な広報を行い周知の徹底に努めること。また、本法に基づく特別遺族弔慰金等の支給の請求期限の延長及び特別遺族給付金の対象者の拡大によって対象となると見込まれる者に対しては、丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 国は、石綿による健康被害者に対して最新の医学的知見に基づいた医療を迅速に提供する観点から、中皮腫に効果のある治療法の研究・開発を促進するための方策について石綿健康被害救済基金の活用等の検討を早期に開始すること。

- 3 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済制度が、個別的因果関係を問わずに重篤な疾病を対象としていることを踏まえ、労働者災害補償保険法において指定疾病とされている良性石綿胸水、また、石綿肺合併症についても、指定疾病への追加を検討すること。
 - 4 石綿にばく露することにより発症する肺がんについては、被認定者数が制度発足時の推計を大幅に下回っている現状を踏まえ、認定における医学的判定の考え方にばく露歴を活用することなどについて検討すること。
 - 5 既に前回の施行状況の検討から5年が経過していることを踏まえ、本法附則の規定による見直しのほか、改正後の法律について、速やかに施行状況の検討を実施すること。その際、療養者の実情に合わせた個別の給付の在り方、療養手当及び給付額の在り方、石綿健康被害救済基金及び原因者負担の在り方等についても検討を行うこと。
- 右決議する。

これらは、上述した患者と家族の会の「3つの緊急要求」のうち、法改正で実現できた第3項目のほかの、第1と第2項目についての検討を具体的に求めたものであり、6月6日にはじまった小委員会での前向きな議論を、立法府の立場から明確に要請するものである。

政府の立場から山口環境大臣が「ただいまの決議についてはその趣旨を十分に尊重

して努力していく所存」と発言したことは極めて重要な意義があった。

附帯決議は小委員会における審議に反映されなければならない。

残り2つの緊急要求実現に向け全力

患者と家族の会を先頭に、残る2つの緊急要求等の実現に向けては、これからが本番である。

6月6日の第1回小委員会では、建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度の対応について議論された後、救済制度の施行状況等について、出席委員の全員が発言して審議がはじまった。

石綿対策全国連絡会議を代表して、右田孝雄運営委員（NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊理事長、本誌連載コラム「死ぬまで元気です」筆者）も委員に加わっている。

過去二度の小委員会の経験も踏まえ、患者と家族の会では、小委員会の場まかせにしないように、国会議員をはじめ様々な関係者に対する働きかけを継続している。

関西労働者安全センターは要求実現に向けて、患者と家族の会と共に全力で取り組んでいくことにしている。

会員、読者の皆様のご注目とご支援ご協力を切に訴える次第である。



手すりにつかまり、立ち止まろう エスカレーターの安全対策

2015年から続く 安全な乗り方キャンペーン

毎日の通勤で、必ず乗るエスカレーター。段差が大きい階段が動いているところに人が列をなして乗り、終点に来たら降りる。誰でも利用できるが、動力機械でむき出しの金属製の階段を動かして、人を昇降させるのだから、考えてみれば相当危ない。

ちょっと調べてみると、日本エレベーター協会の資料では、エスカレーターの事故が2013、2014年の2年間に1,475件、そのうち交通機関で設置されているエスカレーターで751件と約半数を占めるという数字がある。また東京消防庁によると、2011年から2013年までの3年間で、3,865人がエスカレーターの事故で救急搬送されているという。

そんなことで、エスカレーターの安全な乗り方の呼びかけは、ずいぶん前から行われている。2015年の夏には「みんなの手すりにつかまろう」というキャンペーンが、日本全国の鉄道事業者51社局や空港をはじめとした公共施設などにより、また国土交通省と消費者庁も後援して大々的に行われている。この取り組みはその後毎年続けられ、昨年10月は「歩かず立ち止まろう」

キャンペーンが実施された。

こうしたキャンペーンで利用者に呼び掛けられる安全対策をまとめて示しているのは、2019年のキャンペーンのスローガンだ。「みんなではじめようエスカレーター乗り方改革」と題したポスターは、「手すりにつかまる、歩かず立ち止まる、黄色い線の内側に立つ、荷物をしっかり持つ」と乗り方を指南する。



「片側を空けて立つ」は正しい乗り方ではないのだが…

さて、こうしたキャンペーンは、どのぐらい効果があがっているだろうか。

階段を上り下りするときに手すりを持つことは、安全対策上明らかに効果がある。職場の安全対策で「手すりをもって」とか「おつかまりください」などというステッカーを貼るのは定番だし、商品も販売されている。ましてや動く階段で、手すりをもつという対策は当然すぎるぐらいだ。ところがコロナ禍以来、手すりをもつ人は減っているし、電車に乗ってもできるだけつり革を持たない人が増えているようだ。ただ、感染症対策は手洗いの徹底などで十分対応可能であり、安全対策が優先するのは言うまでもないだろう。

「歩かず立ち止まる」というのはどうだろう。これはもうほとんど守られていないといってよい。そもそも、2人並んで乗る幅のエスカレーターを利用するときは、片側を歩行する人のために空けておくというのが常識になっている。右側を空ける全国標準(?)と左側を空ける大阪標準という地域の違いはあっても、まるでエチケットのように一般化している。もし混雑する駅の通勤時間帯に2人並んで立ち止まろうものなら、「非常識もの」という視線が突き刺さり、手で除けられるかもしれない。

そもそもエスカレーターは、階段を上下する労力を軽減する乗り物だから、動かずに足腰を休めるのが本来の使い方というこ

とになる。だから普通の階段より、一段の高さはエスカレーターのほうが高く、階段よりつまずきやすい。

しかし、上下に動いている階段を移動すれば、階段より早く移動できる。急ぎたい人はエスカレーターの役割を速さに求めているわけだ。この二つ目の役割を設置者自身が認めていたため、いまの「立ち止まろう」キャンペーンが始まるずっと前は、大阪の阪急梅田駅で「お急ぎの方のため左側をお空けください」などというアナウンスもされていた時期があるという。(大阪で「左側を空ける」というのは、1970年の大阪万博で徹底されたという説もあるようだ。)

結局、「立ち止まる」という対策を徹底

エスカレーターでは
立ち止まらないう

まろう
Don't walk on the escalator. 乗降は片側の上り下り。
乗降は片側の上り下り。立ち止まらないう。立ち止まらないう。

歩かず立ち止まらないう
Don't walk. Stand still only.
立ち止まらないう。立ち止まらないう。立ち止まらないう。



するためには、「速く移動する」という役割を明確に否定するキャンペーンが必要ということになる。

大阪の地下鉄でエスカレーターを利用すると。毎日「2列で立ち止まってご利用ください。Osaka Metro」というステッカーを目にする。しかし労力軽減の役割を求める利用者は1列に並んで右側に乗り、左側を速さの役割を求める利用者が歩いていく。そして歩く利用者の持つショルダーバッグの端が、立ち止まっている利用者の杖に引っ掛かって転倒災害などという事態が起こるわけだ。

大切なのは「速さ」を求めることの不当さを周知すること

「2列で立ち止まって」といわれても、かつて求められた「急ぐ利用者への配慮」が不要であるということがあらためて周知されない限り、いまの状況が続くのではないだろうか。その意味では昨年の「立ち止まろう」のスローガンは一つの進歩ということにはなるが、さらに進化が必要だ。

とりあえず、エスカレーター利用者にとっての安全対策は「手すりにつかまり、立ち止まる」ということであり、これから必要なのはエスカレーターの役割で「速さ」を求めるのは、安全対策上不当であることを周知することということになるだろう。



全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8ln1A>



またもや棄却！

ANCA 関連血管炎行政処分取消訴訟 控訴審判決

2022年5月20日、大阪高等裁判所において、ANCA 関連血管炎の業務起因性をめぐる行政訴訟の控訴審について判決が下された。1 審と同様原告の請求は棄却された。

ANCA 関連血管炎訴訟は、2004年4月22日に結節性多発動脈炎で亡くなった被災者のご遺族が提起した審査請求・再審査請求を経て、2011年11月25日に提起した行政訴訟である。もともと被災者は珪肺を抱えていたが、死亡原因は肺疾患ではなかった。死亡診断書上の死亡原因は多発性動脈炎と記載されていたものの、のちに ANCA 関連血管炎のひとつである顕微鏡的多発血管炎であったことがわかった。この疾病がシリカばく露によって発生することが明らかなことから労災請求を行ったが、再審査請求まで争うものの不支給の処分は覆られなかった。提訴年に発行された厚生労働省の「ANCA 関連血管炎診断ガイドライン（2011）」によると、「AAV（ANCA 関連血管炎）の環境因子としては、シリカおよび抗甲状腺薬であるプロピルチオウラシルの関連が確立している」とあり、この疾病の原因物質として明確にシリカを挙げている。先にも述べたように原告は珪肺に

も罹患していることから、長期間業務を通じて大量のシリカにばく露してきたことは間違いなく、ANCA 関連血管炎についても業務上疾病として認められるべきである。

2014年、2015年と2名の同疾患で闘病中の元はつり工が、療養の費用の給付に対する不支給処分の取消訴訟をそれぞれ提起した。3件の訴訟は併合され同時に進行していったが、両名とも2020年12月23日の一審判決を迎えることなく亡くなったため、遺族が承継している。二人とも死亡原因は ANCA 関連血管炎の一つである顕微鏡的多発血管炎であることから、遺族に対する遺族補償請求についても、やはり不支給処分を受けている。更に現在は、同疾患に罹患した2名（いずれも故人）についても、これまで同様、労災請求から再審査請求まで争ったが不支給となったため、その処分の取消訴訟を大阪地方裁判所に提起し係争中である。まとめると10数年で、5名が ANCA 関連血管炎の業務上外をめぐって労災請求を行い、再審査請求を経て争っていることになる。

血管炎という疾病は、血管壁に好中球、
(11 ページにつづく)

死ぬまで元気です



Vol.48 右田 孝雄

皆さん、ご機嫌いかがですか？私は至って元気です。

が、実は6月に入ってからのハードなスケジュールに結構バタバタして忙しくて少々疲れ気味でした。

6月11、12日に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会福岡支部、山口支部で集会有り、キャラバン隊も招かれました。9日には診察とアリムタ単剤投薬の日でしたが、どうしても福岡や山口の方々に会いたくて行くことにしました。しかしその後、集会日程の前後のスケジュールがどんどん埋まっていくことになりました。

まず、6月6日に、今回から私が委員として参加することになった中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の第1回の開催が決まりました。まあ、この日程なら事前に東京へ行って資料を用意して小委員会へ挑めると考えました。ここまで想定の範囲内でした。

5月中旬になって、建設アスベスト訴訟の件で担当弁護士から連絡があり、大阪第3陣原告の私に6月3日、6回目の期日での意見陳述を頼まれました。頼まれたからにはもちろん承諾しました。この時、担当

弁護士に「あまり無理はしないでくださいね」と言われたので思わず、「誰が無理させてるんですか」と言ってしまいました。後の報告集会で弁護士からバラされてしまいました。そのうえ、担当弁護士から再度連絡があり、6月7日の建材メーカー訴訟の全国一斉の提訴の記者会見に出席していただけないかと言われました。弁護士曰く「原告が誰も出ないので代理として出て発言してほしい」ということだったので、私がお役に立てるのであればという思いもあり、快く引き受けました。この時点で私もスケジュールを確認したところ次の通りでした。

6月3日 建設アスベスト訴訟 大阪第3陣原告として意見陳述

4日、5日は土日

6日 石綿健康被害救済小委員会の委員として出席

7日 建材メーカー全国一斉提訴記者会見に出席

8日 午前中 会議、午後から中皮腫 ZOOM サロン

9日 通院 診察、抗がん剤治療

10日 福岡へ移動

(9ページからつづく)

リンパ球などの白血球が接着あるいは浸潤して、血管壁の構造を破壊して発生する。放っておくと細胞に血が回らなくなったり、壊死したりするため、白血球による血管破壊行動を阻止するべく免疫抑制薬で治療を行わなくてはならない。「ANCA」とは、好中球内にある外部からの異物を消化する器官を標的とする自己抗体の総称である。この存在が確認されたのは40年前と比較的最近で、さらにANCAが関与する自己免疫疾患の一群をANCA関連血管炎と呼ぶようになって、まだ30年も経っていない。しかしANCAが確認されたのちは、何が原因で産生されるのかということも世界中で研究が進められてきた。これらの研究成果は2013年にメタ分析論文でまとめられ、シリカばく露による顕微鏡的多発血

管炎の発症を確実なものとしたのである。

原告が科学的な根拠に基づいて主張を展開してきたことに対し、国は揚げ足取りというやり方で対抗してきた。裁判所に証拠として提出された疫学論文の中で議論されていないことをわざわざ挙げて不十分な内容であると主張したり、ほかにも発症の原因があるはずだとことさらに書き立てた。裁判所もこの議論に乗ってしまい、原告が示した科学の文法に基づいて算定されたオッズ比を排除し、最後には誰にも見えない「高度の蓋然性」という物差しをかざして棄却してしまった。裁判所の直感によって科学的推論が退けられたのである。

3名については上告し、これからもじん肺患者の中から自己免疫疾患に罹患した方が発生したときには必ず労災請求を行っていく予定である。

11日 福岡支部で講演会に参加

12日 山口支部で講演会に参加

ということになっていたのですが、結構なスケジュールに自分でも大丈夫かと思ってしまいました。

その後の調整で、4日に東京へ早いめに移動することにし、5日は東京の患者さんに会って、あとはホテルで資料の整理をすることにしました。

6月に入ってスケジュール通りに、イベントをこなしていきましたが、7日の記者会見が終わった後、あまりに重大な任務を連続でこなしてきたので、睡眠不足も重なり、肉体的にも精神的にも疲れが出ているのを自分でも感じました。このままスケ

ジュール通りにこなせば、たぶん潰れると思います、何かを削ろうとあるところに電話したんです。どこだと思えますか？たぶん皆さんとは違う選択だと思えます。

実は、病院に電話して、通院日を1週間ずらせていただいたのです。前々日でも無謀とも思えますが、主治医も私の活動のことは知っているの、折り返しの電話ですぐに了解がもらえました。このおかげで、福岡、山口では副作用の心配もせずに、患者さんやご家族の方々と無事に交流が図れました。

この後も、スケジュールはどんどん詰まってきて忙しいですが、私はまだまだ元気です。

韓国からの ニュース

■「ビニールハウでス死亡」移住労働者に労災認定

2020年12月、ビニールハウスの宿舎で死亡した状態で発見されたカンボジア出身の移住労働者ソッケンさんに、勤労福祉公団が労災を認めた。

2日、ソウル業務上疾病判定委員会はソッケンさんが業務上の疾病によって死亡したと認めた。ソッケンさんの遺族は昨年12月、故人が労災で死亡したとして遺族給付と葬儀費の補償を請求していた。

疾病判定委員会は、ソッケンさんが肝硬変を患っており、積極的な治療が必要だったのに、業務を行う過程で治療が正しく行われていなかったと判断した。移住労働者は病気であっても、言語・費用などの問題で国内の医療機関を利用することが困難で、委員会はこのような状況がソッケンさんの疾病を悪化させたという点を考慮した。ソッケンさんは、韓国政府の人材需給の必要性による「雇用許可制」によって韓国で働いていた。2022年5月2日 京郷新聞 イ・ヘリ記者

■65人死亡、検察に起訴意見で送致はたった1件

6日に「重大災害処罰等に関する法律（重大災害処罰法）」が施行100日を迎える。法施行以後、59件の重大労働災害が発生して65人の労働者が死亡し、29人が疾病に患っている。しかし、経営責任者が重大災害処罰法違反で立件された事件は27件に過ぎず、わずか1件だけが起訴意見で検察に送致され

ただけだ。労働者の生命の重さに比べて、依然として経営責任者の処罰は軽かった。

1月27日以後で、最近5年間に重大災害が発生した履歴がある企業で起った重大労災は31件で、重大災害全体の半分以上(52.5%)を占めた。特に建設業の場合、10件中6件の労災死亡事故が、同じ事業場で繰り返されていることが確認された。

捜査状況を見ると、これまでに発生した59件の重大労災のうち、経営責任者と法人が起訴意見で検察に送致された事件は、急性中毒事故で労働者16人が肝臓損傷などの職業性疾病に罹ったトゥソン産業事件だけだ。

59件の重大労災の内、43件は産業安全保健法違反で安全保健管理責任者などが立件され、27件は重大災害処罰法違反で経営責任者などが立件された。この内、労働部は14件に対して17回の押収捜索を執行した。

経営責任者と安全保健管理責任者に対する拘束は、今まで行われていない。2022年5月6日 毎日労働ニュース キム・ミョン記者

■99歳で肺がんの「採炭工」、裁判所は労災を承認

採炭作業に従事し、47年経って肺がんを発病して死亡した採炭工が、裁判所で業務上災害を認められた。

ソウル行政裁判所は、採炭工Aさんの子供4人が勤労福祉公団を相手に提起した遺族給付と葬儀費不支給処分の取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を行った。公団は一審を不服として2日に控訴した。

1920年生まれのAさんは、1972年までの20年以上を大韓石炭公社ウンソン鉱業所で働いた。47年経った2019年に肺がんを発病し、翌年1月に亡くなった。満99歳だっ

た。

遺族は勤労福祉公団に遺族給付と葬儀費の支給を請求したが、公団は「退職して長期間経過した後、一般的な期待余命を十分に過ぎて肺がんが発病した」として、業務関連性を認めなかった。20代から毎日喫煙していた記録も影響を及ぼした。

裁判の争点はAさんの勤務期間と粉じんばく露のレベルだった。公団は経歴証明書を基に、Aさんの勤務期間を21年と判断したが、遺族側は約34年間だと反論した。1951年以前から働き、発がん物質である結晶型硝子ケイ酸・ラドン・溶接ヒュームなどにばく露した。裁判所は遺族側の主張を受け容れ、Aさんの肺がんは業務上災害に当たると判決した。2022年5月9日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■フリーランサーの「電子浄水器修理士」が労災認定された

フリーランサーとして働いていた電子浄水器の修理技師が脳出血で倒れ、裁判所で業務上災害を認められた。

ソウル行政裁判所が、クク電子の修理技師のAさん(58)が勤労福祉公団に提起した療養給付不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を行った。公団は不服として17日に控訴した。

Aさんは2015年6月からクク電子の代理店で、別途の勤労契約や委託契約を結ばないまま、本社から浄水器の設置・修理の業務を与えられて仕事をした。保険も基本給もなく、作業量によって手当てを受け取っていた。

業務は本社の指示に従った。代理店が本社からの顧客目録を送ってくると、顧客の住居を訪問し、午前8時30分から午後5時30分か6時まで、修理・設置を担当した。決まっ

た休日はなく、状況に合わせて週に6日働いた。苦情が発生すれば、休日でも追加の報酬なしで顧客を訪問し、退社した後も少なくとも2時間ずつ、廃フィルター作業をして本社に送った。顧客と翌日の訪問日程を調整していると、仕事は毎日午後9時過ぎまでかかった。

2017年12月、他の顧客の家に移動する途中、待機時間を利用して散髪して出てくる途中で倒れた。Aさんは病院で脳内出血の診断を受けた。

裁判の争点は、Aさんを「労働者」と認定できるかであった。裁判所はAさんに軍配を挙げた。裁判所は「代理店がAさんの業務地域と種類を決めていたので、具体的な業務を指示したと見ることができる」と判示した。同時に「作業量に従って手当てを受け取ったが、作業量は代理店によって事実上決定されていた」とし、「Aさんの報酬は勤労の代価である賃金の性格を持つ」と判示した。

裁判所は過労と業務上のストレスが原因になったと判断した。重い浄水器を車に積んで、さまざまな地域に散らばっている顧客の家を訪問し、肉体的な強度は相当だったと推定した。更に、顧客の苦情による問責性の不利益の心配と、顧客との対応過程でのストレスも業務負担の加重要因になったと見た。2022年5月25日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■息ができない「最も致命的な労災」／「窒息事故」の致命率47.4%

2020年6月27日、大邱市の資源リサイクル施設で、労働者のAさんが古紙の残り滓を掃除しにコンベアの下の穴に入って倒れた。穴に数ヶ月間も溜まったまま放置されていた廃紙が腐って大量の硫化ガスが発生して



穴に入り労働者4人が倒れた

いた。知らずに、同僚たちがAさんを助けようとして、同様に硫化水素中毒で倒れた。結局、労働者2人が死亡し、2人が負傷した。

この10年間に発生した窒息事故で死んだり怪我をした労働者は348人で、このうち47.4%の165人が死亡した。全事故性災害平均(1.1%)の44倍だ。

雇用労働部は2012年から昨年までに発生した窒息事故196件を分析して発表した。被災者全体の中に死亡者が占める致死率は、窒息事故が47.4%で圧倒的に高く、感電(6.4%)と墜落(2.5%)が後に続いた。「窒息事故は最も致命的な労災」だ。

窒息事故が頻繁に発生した15種類の作業類型を調べると、汚・廃水処理施設と浄化槽、畜産の糞尿処理作業で発生した窒息事故が10年間で52件(26.5%)と最も多かった。労働者は49人。二番目に窒息事故が多く発生した作業は、褐炭を利用したコンクリートの養生作業だった。10年間で19件の災害が発生し、14人が死亡、20人が負傷した。窒素、アルゴンガスなど、不活性ガスを扱う作業の事故件数は17件で、死亡者数は23人と多かった。2022年5月30日 ハンギョレ新聞 シン・ダウン記者

■最高裁「重過失による交通事故でも業務上

災害」初の判断

業務で運転中に、被災者の重過失で交通事故が発生して死亡したとしても、業務上災害に該当するという最高裁の判決が出た。

最高裁一部は26日、出張中に交通事故で亡くなった労働者・Aさんの妻が請求した遺族給付と葬祭料不支給処分取り消し訴訟の上告審で、原告敗訴とした原審を破棄し、ソウル高裁に差し戻した。

サムソンディスプレイの下請け業者で働くAさんは、2019年12月、業務用車輜を利用して教育に参加し、勤務地に復帰する途中に中央線を侵犯して対向のトラックと正面衝突し、この事故で車輜に火災が発生し、Aさんは命を失った。

Aさんの妻は、勤労福祉公団に遺族給付と葬祭料の支給を請求したが拒否された。「交通事故処理特例法」(交通事故処理法)上の犯罪行為で事故が起きたというのが理由だった。捜査機関は居眠り運転を事故発生の原因と推定した。遺族は公団の判定を不服として、2020年8月に訴訟を起こした。

争点はAさんの事故が労災保険法の「犯罪行為」に該当するかどうかだった。一審は、Aさんの死亡は業務上災害に該当すると遺族に軍配を挙げた。一方、控訴審は遺族の請求を棄却した。中央線侵犯行為は、交通事故処理法が定めた12の重過失に該当する犯罪行為に該当すると見た。

最高裁は控訴審を覆し、通常伴う「危険の範囲」内にあると見られれば、中央線侵犯で事故が起きても、業務上災害ではないと簡単に断定すべきではないとした。「事故の経緯と態様、運転能力といった、事故発生状況を総合的に考慮して判断すべきだ」と説明した。2022年5月31日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者 (翻訳:中村猛)

前線から

倉庫内の石綿問題の取り組み—労働者2名に胸膜肥厚

全港湾大阪支部安全衛生委員会

大阪

私がD社に就職した1984年頃は、アスベストの危険性が認識されておらず、一般に使用されている建築資材であり、危険性の有無を疑う余地はないと思っていました。

その後、2005年に兵庫県尼崎市で発生したアスベスト健康被害、いわゆる“クボタショック”以来、労働安全衛生法施行令が改正され、アスベスト含有製品の製造・使用などを禁止する法が2006年9月1日から施行されました。

入社後の1990年頃にD社倉庫壁面の、むき出しになっている断熱材を壁材で封じ込める工事が行われましたが、その後、2016年に封じ込め工事部分の壁材の劣化を機に、職場を環境測定した結果、倉庫内壁面にアスベスト（クリソタイル）が使用されている事が明らか

になりました。更に詳しく調査した結果、レベル1の石綿含有吹付け材であることが分かりました。

アスベストとは、天然に産出する繊維状鉱物で、青石綿（クロシドライト）と茶石綿（アモサイト）そして白石綿（クリソタイル）があります。

日々の作業の一環として、倉庫壁面のアスベストを単なるホコリと思い、マスクも着用せずにエアブローで吹き飛ばして掃除していた結果、職場内でアスベスト被ばくをしていました。

その後、数名が肺に違和感があり、みずしま内科クリニックを受診した結果、私を含め2名が“胸膜肥厚”と診断されました。

安心して働き続けられる職場環境を整備する為、労使で協議し空気中のアスベスト濃度調査を実施、倉庫

貸主とも、アスベスト撤去作業の交渉を重ねましたが、施工範囲が膨大であるのと、撤去作業に物理的な問題があり、現在は封じ込め工法で対応しています。

合わせてアスベスト健康被害発症時の企業補償等の交渉も行っています。

アスベストを吸い込むと、10年から数十年後に肺がんや悪性中皮腫などの重い病気にかかる恐れがあると言われてしています。

現在ではアスベストの使用が全面禁止となつていますが、思いもよらない過去の職歴などが原因で被ばくしている危険性もあります。

私の所属する全港湾大阪支部安全衛生委員会では1985年、港湾にじん肺法が適用されて以降、中央本部・関西地方本部方針に基づいて、1986年よりじん肺一斉検診を実施してきました。

レントゲン検査の結果、アスベスト由来による疾患を発見された事例もあります。

今後も健康管理の一環としてじん肺一斉検診の取り組みを進めていきたいと思っています。（全港湾大阪支部 熊本隆）

220702

好きな車両にお乗りください。
中皮腫ZOOMサロンスペシャルVer.

7月は
中皮腫
啓発月間!

2022年 7/2 (土) 13:00-15:30



参加方法はHP「みぎくりハウス」新着情報ページより!



13:00

車両別サロン

1号車から4号車の車両(ブレイクアウトルーム)をご用意いたしました。
内容別に、好きな車両で交流できます。

メインルームからホストがコントロールをします。行きたい車両をホストに申し出てください。

1号車

胸膜中皮腫ルーム

2号車

腹膜中皮腫ルーム



3号車

ご家族ルーム

4号車

副作用ルーム



14:00

参加者全員での交流

15:30



中皮腫啓発月間

Mesothelioma awareness month 2022

2022年7月、昨年に引き続き中皮腫啓発月間を、
オンラインとリアルにて各種のプログラムを開催します。

3年ぶりの開催!

東北キャラバン「あなたの街へ、つなぐ絆」

3年ぶりの東北での開催。オンラインでも会話はできるけど、直接会うと違った感動も。
同じ地域の患者さんやご家族とも交流し、今後の治療や療養に少しでも希望を届けたいと思います。
参加方法はHP「みぎくりハウス」新着情報ページをご確認ください。

岩手県 | 盛岡 アイーナ・いわて県民情報交流センター

7/9 (土) 10:00 ~ 17:00 | 相談会 & 交流会

宮城県 | 仙台 トークネットホール仙台

7/10 (日) 10:00 ~ 17:00 | 相談会 & 交流会

秋田県 | 大館 大館市北地区コミュニティーセンター

7/16 (土) 10:00 ~ 17:00 | 相談会 & 交流会

青森県 | 八戸 八戸市総合福祉会館「はちふくプラザねじょう」

7/17 (日) 10:00 ~ 17:00 | 相談会 & 交流会

障害年金制度

オンラインセミナー

7/24 日 13:30-14:30

開催方法 ZOOMウェビナー

中皮腫患者が障害年金？初めて聞いた！でも、よくわからない…。みなさんの疑問に専門家から解説をして頂きます。

共催：がんサポート北海道



藤井 啓道 ふじい ひろみち
藤井法務事務所。社会保険労務士・行政書士

申し込みは、「みぎくりハウス」をご覧ください

みぎくりハウス

これからの治療と希望

オンラインセミナー

7/30 土 13:30-15:00

開催方法 ZOOMウェビナー

今後期待される治療法や「治る病気」に向けてどのような取り組みがされているのか。現場の最前線で患者さんと向き合っておられる専門家から解説をして頂きます。



よしたつや
吉田 通哉
国立がん研究センター
中央病院・呼吸器内科



かとうようこ
加藤 陽子
国立がん研究センター
希少がんセンター



なかがわ かずひこ
中川 和彦
近畿大学医学部/
中皮腫治療推進基金代表理事

申し込みは、「みぎくりハウス」をご覧ください

みぎくりハウス

インスタ写真展 | お題に合わせた写真を送って「中皮腫啓発月間」を盛り上げよう！

お題 「クスツ」と笑える写真 | インスタにアップして「中皮腫啓発月間」を盛り上げよう！

Step 1



猫ちゃん、ワンちゃん、お孫ちゃん、趣味などクスツと笑ってホッコリする写真を撮影！

Step 2



#中皮腫アスベストギャラリー

△こちらのハッシュタグをつけてInstagramに投稿！

※インスタ投稿できない方は「みぎくりハウス」にご連絡ください



特別企画

あなたの願いを叶えませんか？

応募者の中から厳選して1名の方の夢や願いを叶えようというサプライズ企画！

あなたの夢や願いを中皮腫サポートキャラバン隊がサポートして叶えようというものです。

自転車に乗るのがきついで電動機付き自転車が欲しい

中皮腫患者の父を連れて、思い出の地に行きたい

家の近くでキャラバンを開催してほしい

など、どしどしご応募ください。

応募方法等詳しいことは、みぎくりハウスをご覧ください。

みぎくりハウス

中皮腫啓発月間・特別ビデオ講演

各種アスベスト問題に詳しい専門家によるビデオ講演。7月1日より、キャラバン隊YouTubeチャンネルにて公開！

- 「世界のアスベスト被害と患者・家族団体の取り組み」古谷杉郎(石綿対策全国連絡会議)
- 「今後のアスベスト被害をどう防ぐのかー2022年からの規制強化を踏まえて」外山尚紀(東京労働安全センター)
- 「アスベスト裁判で切り拓かれた被害者救済の状況2022ー建設アスベスト訴訟の動向を中心に」藤原智絵(大阪アスベスト弁護団)

みぎくりハウス

YouTube
コチラのQRからCheck!



お申し込み方法

「中皮腫サポートキャラバン隊」のHPよりお申し込みください

みぎくりハウス



0120 310 279



共催：中皮腫サポートキャラバン隊 / 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 後援：国立がんセンター希少がんセンター

2022年夏期カンパのお願い

日頃より関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第6波がこの冬に来るのは予想されていたことですが、第5波以上の感染者数となり、さらに期間も長引きました。しかしながら、感染者数がさほど減少しない中、まん延防止措置も解除されて、常にマスクで顔を隠しながら、今までと違った日常に戻りつつあります。

そんな中、ロシアがウクライナに侵攻しました。ロシアの暴挙に各国が非難の声をあげ、経済制裁を行おうとも、戦争が収束することなく、すでに4か月が経ち、簡単に止まることのない戦争に脅威を感じています。戦争で亡くなった人々、家を失った人々、故郷を離れなければいけなかった人々がたくさんおり、今後も関心を持ち、戦争に反対していきます。

新型コロナウイルス感染症による累計感染者数は925万人（6月27日現在）、労災認定件数は、3万999件（2022年5月31日現在）となりました。うち医療従事者は2万648件、医療従事者以外が1万309件でした。全体の感染者数に比べて、相変わらず労災請求件数が少ない状態は続いています。

4月からは、パワーハラスメント対策が、中小企業についても義務づけられました。事業主側でも関心が高いテーマですが、コロナによる影響で、取り組める中小企業がどれだけあるのか、また、リモートワークなどこれまでと違った働き方への対策や労働時間管理や安全対策がきちんと行われるか、気をつけていかなければいけないでしょう。

アスベストについては、昨年、建設業で健康被害に遭った人について、建設アスベスト給付金制度が作られました。一方で、建材メーカーはいまだに責任を認めておらず、裁判が続いています。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさん一人ひとりとの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2022年7月

関西労働者安全センター
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

5月の新聞記事から

- 5/12** 川崎重工業（神戸市）から中国の関連会社に向向していたエンジニアの男性社員（35）が自殺したのは、川崎重工側が海外での過重な業務やストレスを放置し、安全配慮義務を怠ったためとして、男性の遺族が、同社に約1億円の損害賠償を求め、神戸地裁に提訴した。男性は2013年4月、川崎重工の中国での現地企業との合併会社に単身赴任した。初めての海外勤務で、中国語はほとんど話せなかったため、続発したトラブルと合併企業側との調整業務に忙殺された。同年6月にはうつ病の症状が見られ、7月に自殺した。神戸東労働基準監督署は2016年3月、男性の自殺について労災認定している。
- 5/13** 厚生労働省は「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の初会合を開いた。介護施設などで増えている転倒や腰痛を防ぐための具体策を検討し、2023年度からの第14次労働災害防止計画に反映させ、必要な制度改正やガイドラインの作成なども行う。
- 5/17** 職場で男性を「ハゲ」と呼ぶことは「セクハラにあたる」と、イギリスの労働審判所が裁定した。この判決は、英ウエスト・ヨークシャーにある工場で働いていた電気技師の男性トニー・フィンが、同工場を相手取って起こしていた損害賠償請求訴訟に基づくもの。原告のフィンは、同工場の管理者（男性）から「ハゲ」と罵られ、のちに、24年間勤めた同工場から「不当に解雇された」として裁判を起こしていた。裁判官らは「ハゲ」をセクハラとし、同工場に賠償金の支払いを命じた。
- 5/18** 自殺につながるパワハラを部下に繰り返したとして、和歌山県警は、当時の和歌山北署の署長だった男性警視（59）を停職6カ月、副署長だった男性警視（55）を減給6カ月の懲戒処分とした。2人は同日付で依願退職した。今年3月1日、40代の男性警察職員が署内で自殺を図り、その後死亡。自身の心情や上司とのやり取りなどを記録に残し、パワハラの可能性を示唆していた。
- 5/19** 東京電力福島第一原発で働いていた自動車整備士の猪狩忠昭さん（57）が急病で倒れた際、イチエフ内の緊急医療体制が不十分だったとして、遺族が東京電力ホールディングスなどに損害賠償を求めている訴訟の控訴審判決が、仙台高裁であった。裁判長は「東電に過失があったとまでは認められない」と遺族の控訴を棄却した。2017年10月26日午後、車両整備工場で致死性不整脈で意識を失ったが、携帯電話や固定電話が無く医療班に知らせることができなかった。死亡直前1カ月の時間外労働は100時間を超え、労災認定された。2021年3月の福島地裁いわき支部判決は、「いわきオール」と同社の代表者に安全配慮義務違反を認め、計2500万円の賠償を命じた。
- 5/23** 技能実習生の監理団体に残業代の未払いやパワハラを受けたとして、指導員だったフィリピン出身の女性が、団体と当時の上司2人に計約190万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、熊本地裁であった。裁判官は女性が受けた精神的苦痛など訴えの一部を認め、団体と上司1人に計約40万円の支払いを命じた。2019年6月に女性が提訴した際、記者会見での発言が名誉毀損に当たるとした監理団体「協同組合グローブ」熊本支所の反訴は、約550万円の損害賠償請求の一部を認め、女性側に約30万円を支払うように命じた。17日付。
- 5/24** 10年前、札幌市内の病院に勤務していた23歳

の新人女性看護師が自殺したのは、病院側に原因があったとして遺族が損害賠償を求めた裁判で、和解が成立した。亡くなったのは、札幌市豊平区のK K R札幌医療センターの新人看護師の杉本綾さん（23）。母親が運営母体の国家公務員共済組合連合会に対し、約9400万円の損害賠償を求めていた。2018年に国は労災認定している。

- 5/25** 東京のエステサロン運営会社と記事執筆の業務委託契約を結んだフリーライターの女性（27）が、代表取締役の男性から性的被害やパワハラを受けたとして、男性と運営会社に慰謝料など計約580万円を求めた訴訟の判決で、東京地裁は被害を認め、未払い報酬料を含め計約188万円を支払うよう命じた。判決理由で裁判長は「女性は会社の指揮監督の下で労務を提供する立場にあった」と指摘。民法上の安全配慮義務に違反したと認めた。

性同一性障害で性別を変えた女性が、男性だったことを職場で同意なく明かされ「精神的苦痛を受けた」として元勤務先を訴えた裁判で、和解が成立した。女性は、男性として生まれながら、20代で性別適合手術を受け、戸籍上の性別も女性に変更した。去年2月に労災認定されたことから、病院側が女性に謝罪して解決金を支払うことで5月17日に和解が成立した。

- 5/26** フリーランスに関する労働組合が連携し、政策提言などを行う任意団体「フリーランスユニオン」が設立され、「労災保険や失業手当に相当する保護」などを要請する提言を公表。共同代表に労働組合「ウーバーイーツユニオン」の土屋俊明執行委員長や、ヨガスタジオをのインストラクターでつくる「yoggy インストラクターユニオン」の境律子執行委員長らが就いた。

アスベストが原因だと気付かず死亡し、労災申請の時効が過ぎた労働者の遺族を救済する制度を巡り、厚生労働省は対象となる遺族に給付金の申請を促す「個別通知」を一部の地域でしか実施していなかった。関連業務を委託する業者を確保できなかったのが理由。

- 5/28** 「トランスジェンダー」の30歳代の会社員が、勤務先の元上司から、性的指向や性自認について侮辱される「SOGIハラスメント」を受けたなどとして、約550万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。原告の会社員は戸籍上の性は男性だが、女性として生活。2018年4月にイラストなどの投稿サイトを運営する「ピクシブ」（東京）に入社した後、元上司の男性らから体を触られたり、差別的な発言を受けたりした。今年1月にうつ状態などと診断され、約3か月間休職した。

- 5/30** 新型コロナウイルスの感染による労働災害で、2021年に4日以上休業したり死亡したりした人が1万9332人に上ったことが、厚生労働省の集計で分かった。20年の6041人から3倍超に急増した。業種別では「医療保健業」の6389人が最も多く、次いで特別養護老人ホームなど「社会福祉施設」が5624人だった。

- 5/31** 奈良県職員の西田幹さん（35）がうつ病を発症して自殺したのは、長時間の時間外労働への適切な対応を怠ったことが原因だと、両親が県に約1億200万円の損害賠償を求めた訴訟で、奈良地裁は自殺と過重労働の因果関係を認め、県に約6800万円の支払いを命じた。裁判長は、産業医が職場に労働環境の改善を求めていた点を挙げ、「疾患の悪化を防止する措置を十分にとらず、自殺に至らせた」と県の一連の対応を批判した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259